

労使関係はどうなるの？

Q12

政府は「自律的労使関係制度」と言いますが、私たちの考える労使関係はどういうものですか

A12

私たちの基本的な考え方は、労働基本権を全面的に回復し、近代的労使関係を確立していくことです。再三にわたるILO勧告および国際労働

基準に基づき、①消防職員、監獄職員に労働組合を結成する権利をただちに認めること、②国・地方の公務員に協約締結権をふくむ団体交渉権を保障し、労使対等の労働条件決定システムを確

立すること、③国家の施政に直接従事しない公務員に争議権を保障し、現行の罰則規定を廃止することなどが確立された労使関係をめざします。

現在、検討が進められている労使関係制度検討委員会では、争議権については論点整理されていません。協約締結権を付与した場合の論点为中心で、付与にあたって条件付きなどの規制、制約が盛り込まれることが危惧されます。

Q13

現在、政府が検討している自律的労使関係制度の問題点は何ですか

A13

労働基本権を全面的に回復していくというスタンスに立っていないことです。

法律・条例、予算との関係、交渉事項と管理運営事項との関係などについては、検討そのものは必要ですが、“規制、制約ありき”では対等の労使関係の確立は望めません。争議権については検討対象外とされており、重大問題です。

重要な問題として、政府が発表した

公務員制度改革にかかわる工程表では、2012年に自律的労使関係制度を確立するとしていますが、その一方で人事院から労働基本権制約の代償措置機能を移管させて、使用者権限を持つ内閣人事局が2010年4月に設置されることになっています。内閣人事局が交渉に応じなければ、自律的労使関係制度が発足するまでの2年間、公務員労働者はまったく無権利状態に置かれてしまいます。

私たちの考える労使関係



政府のねらう労使関係

